

## 魚沼市特定居住促進計画（案）

令和8年3月〇日策定（予定）

自治体名	新潟県魚沼市	計画期間	令和7年度～令和11年度
1. 特定居住促進区域			
<p><b>＜区域の設定＞</b></p> <p>特定居住促進区域の設定にあたっては、魚沼市立地適正化計画（平成29年3月策定、令和6年3月改定）で定める居住誘導区域と同一とし、公共交通機関、医療機関、商業施設など都市機能が集積し、日常生活に必要なサービスが身近に確保できるエリアを対象とします。</p> <p><b>＜災害リスク＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域・・・非該当</li> <li>・災害危険区域等（レッドゾーン）・・・非該当</li> </ul>			
<p><b>＜関連施設＞</b></p> <p>本計画の効果を高めるため、関係人口の拡大や二地域居住の実践に資する関連施設の活用を推進します。具体的には、実証実験店舗「はこいで」を関連施設として位置付けるとともに、当該施設に限らず、市街地の空き店舗活用全般について、特定居住者の生活利便性の向上や就業機会の創出に資するものとして活用を図るものとします。</p>			

## 2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

### (1) 基本方針

魚沼市では、人口減少と少子高齢化の進行により、自治会、地域コミュニティ、産業、農業など様々な分野で担い手不足、人手不足が生じており、このままでは地域全体の活力低下につながるおそれがあります。また、若年層の都市部への流出、未婚化・晩婚化の進行は人口減少の要因の一つとなっており、安心して暮らし続けられる環境整備が求められています。現在、U・I・Jターン者の増加、また若者定着に向けて移住・定住施策に取り組んでいるものの、担い手不足を解消するほどの確保は難しく、二地域居住や関係人口の拡大による新たな担い手の確保が必要となっています。

こうした課題に対し、二地域居住者等と地域等が多様な関わり方を広げるとともに受入れ環境を整備し、また、移住・二地域居住等希望者に向けた総合的で効果的な情報発信と相談体制の充実など進めることにより、魚沼市に関心を持つ方を「住まい」「仕事」「地域とのつながり」に柔軟に関与した二地域居住・関係人口の拡大へつなげていく必要があります。

本計画では、「地域を知り、関わり、試しに住んでみる」過程を重視し、段階ごとに魚沼市、観光協会、商工会をはじめとする関係団体や移住者などが連携し、移住・二地域居住希望者が地域との信頼関係を築きながら本市に拠点を持つことの価値を見出し、地域を支える人材として定着することにより持続可能な地域づくりを目指します。

魚沼市における特定居住促進計画の策定にあたっては、魚沼市都市計画マスターplan及び魚沼市立地適正化計画との整合を図るものとします。特に、立地適正化計画において都市機能の集積や誘導を図る区域を位置づけており、本計画ではその区域を中心に「都市機能が集積した区域における暮らしの魅力向上」と「多様な関わり方の創出」を柱として取り組み、以下の4つのSTEPに沿って施策を展開します。

### «STEP1» 「知る」：地域の魅力・生活環境の発信

移住・二地域居住希望者が魚沼市での暮らしを具体的にイメージできるよう、市ホームページやSNS等を活用し、市の魅力や日常の生活環境に関する情報発信を行うとともに、魚沼市に興味を示した方への相談窓口を設置します。また、魚沼市に関心を持った方が市の取組を応援し、地域経済の活性化につながるような関わりを促します。

### «STEP2» 「関わる」：地域とつながる機会づくり

持続可能な地域づくりの推進に向け、地域課題の可視化を通じて、市外の関係者が地域と関わりやすい環境を整備し、地域の担い手と協働しながら主体的に地域づくりに取り組むことのできる仕組みを構築します。

### «STEP3» 「住んでみる」：短期滞在・体験居住の仕組み整備

魚沼市での暮らしを実際に体験できるよう、短期滞在や体験居住の機会を確保し、特定居住拠点施設の活用を通じて地域との関わりを深めます。滞在を通じて、将来的に地域の担い手となり得る人材が地域活動に参加しやすい環境を整えることで、二地域居住や移住につながるステップを形成します。

### «STEP4» 「生活の拠点にする」：住まい・仕事・暮らしの総合支援

移住・二地域居住希望者が地域に根付き、安心して魚沼市を生活の拠点とできるよう、住まい・仕事・子育てなどの施策を組み合わせて支援し、あわせて相談・サポート体制の充実を図ります。

## ○二地域居住者に期待することと地域住民との良好な関係の構築に向けた取組

魚沼市では、移住者はもちろん、二地域居住者等を一時的な滞在者としてではなく、地域をともに支える大切な担い手として位置づけます。地域行事や地域活動への参加、地域資源の活用や発信、さらには地域課題の解決など、多様な形で地域との関わりを深めてもらうことを期待します。そのため、市は、移住・二地域居住希望者がそれぞれのライフステージやニーズに応じて「住まい」「仕事」「地域とのつながり」に柔軟に関与できるよう支援します。安心して心豊かな生活を送ることができる環境を整備し、魚沼市が「選ばれる拠点」となることを目指します。

### (2)目標

本計画では、地域のにぎわいづくりを最終的な成果目標とし、以下を主要な成果指標として設定し、地域全体に活気と交流が生まれることを目指します。

①移住相談件数（年間）（基準：令和6年度末 28件） 目標（計画終期）：60件 【補足】都内での相談、電話での相談などを含めた総数

②移住体験参加者（基準：令和6年度末 11人） 目標（計画終期）：40人

③にぎわい創造拠点（コワーキングスペース）年間利用者数（基準：魚沼市コワーキングスペース（広神）実績 令和6年度末 85人） 目標（計画終期）：170人

## 3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

### (1)特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	交流施設	にぎわい創造拠点（地域交流センター）	魚沼市本町2丁目5番地	商業地域	改修	魚沼市	令和8年4月完了予定
2	テレワーク拠点施設	にぎわい創造拠点（コワーキングスペース）	魚沼市本町2丁目5番地	商業地域	改修	魚沼市	令和8年4月完了予定
3	交流施設	生涯学習センターここいら（図書館・地域交流センター）	魚沼市小出島130番地1	商業地域	整備済	魚沼市	令和7年3月完了
4	地場産業振興施設	まちの駅魚沼（物産館）	魚沼市堀之内130番地	第一種住居地域	整備済	魚沼市	令和6年3月完了

### (2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）
- ・ エリア
- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

### (3)公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

## 4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

## (1) 関連施設

No	施設の用途・名称		所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	実証実験店舗	はこいで	魚沼市本町	商業地域	整備済	魚沼市	令和7年1月

## (2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）
- ・ エリア
- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

## 5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

### 【STEP1関連事業】

- SNS等を活用した情報発信
- 首都圏等での魅力発信イベントと移住相談の実施
- ふるさと住民登録制度による関係人口の拡大、深化とふるさと納税の促進

### 【STEP2関連事業】

- 地域課題の可視化のためのふるさと住民登録システムの構築
- 主体的に地域課題に取り組むきっかけとなる移住体験事業の実施と参加しやすい補助制度の提供
- 魚沼市ならではの自然や農業、雪などをを使った学びの機会提供と受け入れ体制の充実

### 【STEP3関連事業】

- 移住・二地域居住希望者に向けたお試し住宅の活用促進
- にぎわい創造拠点を活用し、地域貢献・自己実現に向けてチャレンジできる環境の整備
- 地域活動への参加希望者と地域の受入側をつなぎ、ボランティア等による担い手確保を促進する仕組みを構築

### 【STEP4関連事業】

- 空き家バンク制度の活用促進と移住・二地域居住者向けの新築住宅取得に関する補助制度の充実
- 働きやすい職場環境づくりの推進と起業を目指す方への支援
- 子育て世帯の負担を軽減するため、社会全体でこどもを支える取組の推進
- 移住・二地域居住希望者に対応するワンストップ相談窓口の設置・運用と、伴走型のサポート体制の構築
- その他二地域居住促進に関する事業

## 6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

※都道府県が社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

## 7. その他

- (1)都道府県知事への意見聴取： 年 月 日
- (2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項  
令和8年 月 日 パブリックコメント実施
- (3)都市計画との調和に関する事項：  
都市計画担当部署との確認：令和7年12月17日